



発行 東京都

目次

33

規則

- 東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局医療政策部医療政策課）……………一
- 東京都リハビリテーション病院条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………一
- 診療放射線技師法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局医療政策部医療人材課）……………二
- 保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………二
- 東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部疾病対策課）……………四
- 東京都り災者生業資金貸付規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局生活福祉部計画課）……………四
- 社会福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局生活福祉部保護課）……………五
- 東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）……………一〇
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部保育支援課）……………一〇
- 東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部計画課）……………一一
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の

報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）……………二

○東京都立総合精神保健福祉センターの利用に係る賭費に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………三

告示

○東京都シルバーパス条例施行規則附則第二十二項により知事が別に定める者……………（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）……………三

規則

東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年三月三十一日
東京都知事 小池 百合子

東京都規則第四百十号

東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則の一部を改正する規則
東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則（昭和五十九年東京都規則第四百十号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び第三号様式中「㊟」を削る。
附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則別記第二号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都りハビリテーション病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第四百一十一号

東京都りハビリテーション病院条例施行規則の一部を改正する規則
東京都りハビリテーション病院条例施行規則（平成二年東京都規則第百号）の一部を

次のように改正する。

別記第一号様式、第二号様式及び第四号様式中「㊦」を削る。

別記第五号様式中「㊦」を「㊧」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都リハビリテーション病院条例施行規則別記第一号様式、第二号様式、第四号様式及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

診療放射線技師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百二十二号

診療放射線技師法施行細則の一部を改正する規則

診療放射線技師法施行細則（昭和四十四年東京都規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(注)を次のように改める。

(注意) □の中にしを付けてください。

別記第二号様式中「㊦」を「㊧」に改め、同様式(注)3中「㊦」を「㊧」に改め、同様式(注)4を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の診療放射線技師法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

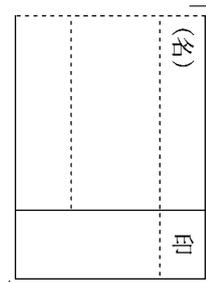
●東京都規則第四百十三号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

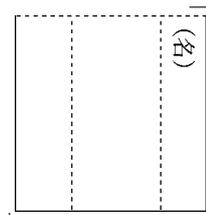
保健師助産師看護師法施行細則（昭和二十七年東京都規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式中



を



に改め、同様

式(注意)を削る。

別記第三号様式中



を



に

改め、同様式(注意)を削る。

別記第四号様式中



を

別記第十号様式中

に、

を

別記第九号様式中

に改め、同様式(注意)を削る。

を

別記第八号様式中

に改め、同様式(注意)を削る。

を

別記第七号様式中

に改め、同様式(注意)を削る。

を

別記第五号様式中「失踪」を「失踪」に、

に改め、同様式(注意)を削る。

を

別記第十号様式中

姓	別	男
(どちらかを○を付すこと。)	み	女

を

別記第九号様式中

母

を

別記第八号様式中

母

を

別記第七号様式中

母

を

別記第五号様式中

母	発行者との続柄
---	---------

を

別記第十六号様式中

を削り、

を

別記第十五号様式中

に改め、

を削り、同様式(注意)を削る。

を

別記第十四号様式中

に改め、

を削り、同様式(注意)を削る。

を

別記第十三号様式中

を削る。

に改め、同様式(注意)を削る。

を

別記第十二号様式中

を

別記第十一号様式(表)中「母」を削り、同様式(裏)中「母」を「父」に改める。

に改め、同様式(注意)を削る。

に改め、同様式意(注)を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の保健師助産師看護師法施行細則別記第一号様式から第五号様式まで及び第七号様式から第十六号様式までの様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百四十四号

東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則(平成十二年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

フリガナ		氏名		性別	生年月日	年	月	日生(歳)
住所		東京都		男				
記号及び番号		本人・家族の別		女				
本人・家族の別		本人・家族						
保険証		保険者名		保険の種類		協会・組合・共済・日雇・船員・国保・後期高齢		
本人・家族の別		医療費助成		成の種類		障害等 その他()		
病名		有・無		かかりつけ医		担当医		
介護保険		要介護度・無要支援		かかりつけ医		電話		

を

に改める。

フリガナ		氏名		性別	生年月日	年	月	日生(歳)
住所		東京都		男				
病名		要介護度・無要支援		女				
介護保険		有		かかりつけ医		担当医		
介護保険		有		かかりつけ医		電話		

- 別記第二号様式及び第三号様式中「四」を削る。
- 別記第四号様式中「㊦」を削る。
- 別記第六号様式中「四」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則別記第一号様式から第四号様式まで及び第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都災害者生業資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百四十五号

東京都災害者生業資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都災害者生業資金貸付規則(昭和二十九年東京都規則第一百十八号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式、第四号様式(表)及び第六号様式中「四」を削る。

別記第八号様式及び第十号様式中「㊦」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都災害者生業資金貸付規則別記第三号様式、第四号様式、第六号様式、第八号様式及び第十号様式による用紙で、現

に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百四十六号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則(昭和二十七年東京都規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、第二号様式(表)、第三号様式、第四号様式、第五号様式1及び第六号様式(第1片)

様式から第十一号様式までの規定中「㉔」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の社会福祉法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百四十七号

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉のまちづくり条例施行規則(平成八年東京都規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第二号中「同表十の項」を「同表十の項(三)」に改め、同条第四項中「第二条第十七号」を「第二条第十九号」に改め、「特別特定建築物」の下に「(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第五条第一号に定める公立小学校等を除く。)」を加える。

別記第一号様式中

年	月	日
＜特定都市施設新築等届出書＞		
受理年	受理月	受理日
第	第	第
係	係	係
印	印	印

を

年	月	日	年	月	日
＜特定都市施設新築等届出書＞					
受理年	受理月	受理日	受理年	受理月	受理日
第	第	第	第	第	第
係	係	係	係	係	係
印	印	印	印	印	印

に改め、同様式注意3中「問い合

わせ先」を「問合せ先」に改める。

別記第二号の二様式、第二号の三様式、第十三号様式及び第十四号様式中「㉔」を「㉕」に改め、「㉖」を削る。

別記第十五号様式(表中「㉖」)を削る。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則別記第一号様式、第二号の二様式、第二号の三様式及び第十三号様式から第十五号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百四十八号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和四十二年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第12号の2様式（第1条関係）（表）

資産申告書

年 月 日

東京都 福祉事務所（支庁）長 殿

申告者住所

氏名

現在の私の資産の保有状況は、次のとおりであることを申告します。

項目	保有の有無	内容			容	
		所在	地番	地積		
不動産	有・無	(1) 自己の居住用宅地			有・無 有・無 有・無	
		(2) その他の宅地			有・無 有・無	
		(3) 田畑・山林・その他			有・無 有・無	
資産	有・無	(1) 自己の居住用家屋	所在	家屋番号	種類	有・無 有・無 有・無
		(2) その他の家屋				有・無 有・無
現金・口座・有価証券等	有・無	現金（手持ち金）				円
		口座	金融機関名	支店名	残高	
有価証券類	有・無	種類	額	面積		
生命保険 その他の保険	有・無	種類	契約先	契約者氏名	月額保険料	

裏面あり

生細No. 12-2（日本産業規格A14番）

（裏）

項目	保有の有無	内容			
		使途	車種	排気量	ナンバー
その他の資産	有・無	自動車 (自動二輪車も含む。)			
			貴金属 その他高価なもの	品	目
負債 (借入金)	有・無	借入先	借入日	借入目的	未済額

注意事項

- 各項目ごとにその保有の有無について○で囲んでください。
この場合に○をしたときは、その項目の内容について記入してください。
なお、内容の記入が困難な方は、その旨を担当員に申し出てください。
- 虚偽の申告をして生活保護法の保護を受けた場合は、生活保護法第85条の規定により3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。ご了承ください。
- この申告書を 月 日までに当所（支庁）へ提出してください。
提出されないときは、保護の申請の却下又は保護の変更、廃止若しくは停止をされることがあります。

担当

第13号様式 (第1条関係)

給 与 証 明 書

年 月 日

東京都 福祉事務所 (支庁) 長 殿

事業所 (雇主) 住所
事業所 (雇主) 名
電 話

(印)

次のおおりに証明します。

氏 名	居住地	町 丁目	番地	職 名	職務内容
支 払 月	支 払 日	支 払 額	支 払 期 間	支 払 期 間	支 払 期 間
給 与 支 払 口	給 与 支 払 口	給 与 支 払 口	給 与 支 払 口	給 与 支 払 口	給 与 支 払 口
賃 金 計 算 期 間	賃 金 計 算 期 間	賃 金 計 算 期 間	賃 金 計 算 期 間	賃 金 計 算 期 間	賃 金 計 算 期 間
1 口 平 均 稼 働 時 間	1 口 平 均 稼 働 時 間	1 口 平 均 稼 働 時 間	1 口 平 均 稼 働 時 間	1 口 平 均 稼 働 時 間	1 口 平 均 稼 働 時 間
基 本 給	基 本 給	基 本 給	基 本 給	基 本 給	基 本 給
()	()	()	()	()	()
給 与 支 払 手 当	給 与 支 払 手 当	給 与 支 払 手 当	給 与 支 払 手 当	給 与 支 払 手 当	給 与 支 払 手 当
家 族 手 当	家 族 手 当	家 族 手 当	家 族 手 当	家 族 手 当	家 族 手 当
交 通 費 手 当	交 通 費 手 当	交 通 費 手 当	交 通 費 手 当	交 通 費 手 当	交 通 費 手 当
時 間 外 手 当	時 間 外 手 当	時 間 外 手 当	時 間 外 手 当	時 間 外 手 当	時 間 外 手 当
手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当
額	額	額	額	額	額
賃 引 支 給 額	賃 引 支 給 額	賃 引 支 給 額	賃 引 支 給 額	賃 引 支 給 額	賃 引 支 給 額
1 兄 給 予 定 時 期 と その 全 額	1 兄 給 予 定 時 期 と その 全 額	1 兄 給 予 定 時 期 と その 全 額	1 兄 給 予 定 時 期 と その 全 額	1 兄 給 予 定 時 期 と その 全 額	1 兄 給 予 定 時 期 と その 全 額
限 泉 徴 収 業 務 者 登 録 番 号	限 泉 徴 収 業 務 者 登 録 番 号	限 泉 徴 収 業 務 者 登 録 番 号	限 泉 徴 収 業 務 者 登 録 番 号	限 泉 徴 収 業 務 者 登 録 番 号	限 泉 徴 収 業 務 者 登 録 番 号
管 轄 社 会 保 険 事 務 所	管 轄 社 会 保 険 事 務 所	管 轄 社 会 保 険 事 務 所	管 轄 社 会 保 険 事 務 所	管 轄 社 会 保 険 事 務 所	管 轄 社 会 保 険 事 務 所
健 康 保 険 記 号 番 号	健 康 保 険 記 号 番 号	健 康 保 険 記 号 番 号	健 康 保 険 記 号 番 号	健 康 保 険 記 号 番 号	健 康 保 険 記 号 番 号
保 険 者 名 称	保 険 者 名 称	保 険 者 名 称	保 険 者 名 称	保 険 者 名 称	保 険 者 名 称
2 現 物 給 与 (品 目、数 量、金 額)	2 現 物 給 与 (品 目、数 量、金 額)	2 現 物 給 与 (品 目、数 量、金 額)	2 現 物 給 与 (品 目、数 量、金 額)	2 現 物 給 与 (品 目、数 量、金 額)	2 現 物 給 与 (品 目、数 量、金 額)

生 細 No. 13 (日本産業規格A列4番)

第14号様式 (第4条関係)

収 入 ・ 無 収 入 申 告 書

年 月 日

東京都 福祉事務所 (支庁) 長 殿

申告者住所

氏 名

1 無収入申告 () 月分) ・ (対象期間 () 年 月 日 ~) 年 月 日)

下記の理由により無収入であることを申告します。

- 高齢のため
- 病気のため (具体的な病名)
- その他

2 収入申告 (全ての収入について書いてください。)

次のおおりに収入があったことを申告します。

受 領 月 日	受 領 月 日	受 領 月 日	受 領 月 日	受 領 月 日	受 領 月 日
収 入 総 額	収 入 総 額	収 入 総 額	収 入 総 額	収 入 総 額	収 入 総 額
	交 通 費	交 通 費	交 通 費	交 通 費	交 通 費
必 要 経 費	必 要 経 費	必 要 経 費	必 要 経 費	必 要 経 費	必 要 経 費
所 得 税	所 得 税	所 得 税	所 得 税	所 得 税	所 得 税
社 会 保 険 料	社 会 保 険 料	社 会 保 険 料	社 会 保 険 料	社 会 保 険 料	社 会 保 険 料
働 いた 日 数					
働 いた 時 間 (1日平均)					
時 給 ・ 日 給	時 給 ・ 日 給	時 給 ・ 日 給	時 給 ・ 日 給	時 給 ・ 日 給	時 給 ・ 日 給
年 金 収 入	年 金 収 入	年 金 収 入	年 金 収 入	年 金 収 入	年 金 収 入
手 当 収 入	手 当 収 入	手 当 収 入	手 当 収 入	手 当 収 入	手 当 収 入
仕 送 り 収 入	仕 送 り 収 入	仕 送 り 収 入	仕 送 り 収 入	仕 送 り 収 入	仕 送 り 収 入
借 入 収 入	借 入 収 入	借 入 収 入	借 入 収 入	借 入 収 入	借 入 収 入
そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他

注意事項

虚偽の申告をして生活保護法の保護を受けた場合は、生活保護法第85条の規定により3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

生 細 No. 14 (日本産業規格A列4番)

別記第十六号様式中「㉔」を削る。
 別記第十七号様式表、第十八号様式表及び第十九号様式表中「㉕」を「㉖」に改め、「㉗」を削る。

別記第十九号の二様式、第十九号の三様式及び第二十号様式表中「㉘」を削る。

別記第二十号の二様式甲中「㉙」を「㉚」に改め、「㉛」を削る。

別記第二十号の三様式甲中「㉜」を削り、「㉝」を「㉞」に改める。

別記第二十号の四様式中「福祉事務所(支庁)長 ㉟」を「福祉事務所(支庁)長」に改める。

別記第二十一号様式甲中「㊱」を削る。

別記第三十六号の二様式中「㊲」を削る。

別記第三十六号の三様式表中「㊳」を削る。

別記第三十六号の四様式中「㊴」を削る。

別記第三十六号の五様式表中「㊵」を削る。

別記第三十九号様式及び第四十号様式中「㊶」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都シルバースタイル条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十九号

東京都シルバースタイル条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバースタイル条例施行規則(平成十二年東京都規則第三百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二項を附則第二十三項とし、附則第二十一項の次に次の一項を加える。

22 第二条の規定にかかわらず、令和三年度にパスの発行を受ける者で市町村民税非課税者等(令和二年度にパスの発行を受けた者に限る。)その他市町村民税非課税者等に相当する者として知事が別に定める者の費用負担額は、千円とする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百十号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成二十六年東京都規則第四百十六号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び第三号様式中「㊱」を削る。

別記第八号様式中「㊲」を削る。

別記第九号様式中「㊳」を削る。

別記第十号の二様式中「区市町村の名称」を「住所」に、「代表者氏名」を「氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)」に改める。

別記第十二号様式、第十二号の二様式及び第十六号様式中「㊴」を削る。

別記第十七号様式中「㊵」を削る。

別記第十八号様式中「㊶」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則別記第二号様式、第三号様式、第八号様式、第九号様式、第十号の二様式、第十二号様式、第十二号の二様式及び第十六号

様式から第十八号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十一号

東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則（平成二十年東京都規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則別記第一号様式中「四」を削る。

附則別記第二号様式中「四」を削る。

附則別記第三号様式及び第四号様式中「四」を削る。

附則別記第五号様式中「四」を削る。

附則別記第六号様式中「四」を削る。

別記第一号様式中「ハ」を「ニ」に改める。

別記第四号様式、第五号様式、第六号様式及び第七号様式中「四」を削る。

別記第八号様式中

「住所」を「住所」に改める。
氏名 四 氏名

別記第九号様式から第十一号様式までの規定中「四」を削る。

別記第十二号様式中「四」を削る。

別記第十三号様式及び第十四号様式中「四」を削る。

別記第十五号様式、第十六号様式及び第十九号様式中「四」を削る。

別記第二十号様式、第二十一号様式、第二十二号様式及び第二十三号様式中「四」を削る。

別記第二十四号様式中「四」を削る。

別記第二十五号様式から第二十七号様式までの規定中「四」を削る。

別記第二十八号様式中「四」を削る。

別記第二十九号様式から第三十一号様式までの規定中「四」を削る。

別記第三十二号様式中「四」を削る。

別記第三十三号様式及び第三十四号様式中「四」を削る。

別記第三十五号様式中「四」を削る。

別記第三十六号様式から第三十八号様式までの規定中「四」を削る。

別記第三十九号様式から第四十一号様式までの規定中「四」を削る。

別記第四十二号様式及び第四十三号様式中

「住所」を「住所」に改める。
氏名 四 氏名

別記第四十四号様式中「四」を削り、「四」を「四」に改める。

別記第四十五号様式中「四」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状

等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第二百七十二号）の一部を次のように改正

する。

別記様式中「㊟」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立総合精神保健福祉センターの利用に係る賄費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百十三号

東京都立総合精神保健福祉センターの利用に係る賄費に関する規則の一部を改正する規則

東京都立総合精神保健福祉センターの利用に係る賄費に関する規則（昭和四十七年東京都規則第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊟」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立総合精神保健福祉センターの利用に係る賄費に関する規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第四百十五号

東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則（令和三年東京都規則第四百十九号）による改正後の東京都シルバーパス条例施行規則（平成十二年東京都規則第三

百四十号。以下「改正後の規則」という。）附則第二十二項の規定により知事が別に定める者は、次のとおりとする。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 令和二年度にバスの発行を受けた者で、東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則による改正前の東京都シルバーパス条例施行規則第二十一項の規定により費用負担額を千円とされたもの（改正後の規則附則第二十二項に規定する市町村民税非課税者等及び令和二年東京都告示第四百二十六号（東京都シルバーパス条例施行規則附則第二十一項により知事が別に定める者）二の規定に基づき費用負担額を千円とされた者を除く。）

二 令和三年度にバスの発行を受ける者で、令和二年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が百三十五万円以下であることを証したものと（やむを得ない事由により令和二年の合計所得金額が百三十五万円以下であることを証することができない場合は、令和元年の合計所得金額が百二十五万円以下であることを証したものと）

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

